

# 強い農業づくり総合支援交付金

【令和5年度予算概算決定額 12,052 (12,566) 百万円】

## <対策のポイント>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

## <事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年度] →145万t [令和12年度まで]）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

## <事業の内容>

### 1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

#### ① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

#### ② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

### 2. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

### 3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

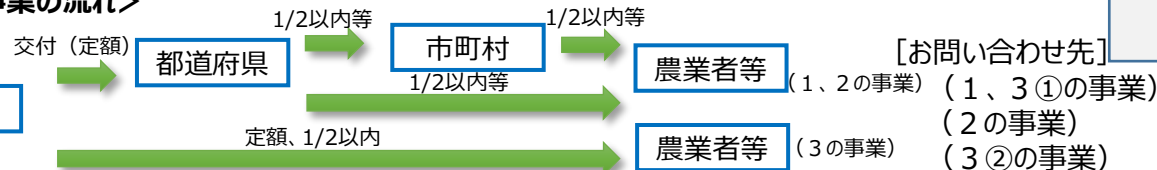
#### ① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

#### ② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械の導入を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	<b>A 産地基幹施設等支援タイプ</b> ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【33億円】 1.①のメニューとは別枠で、重点政策の推進に必要な以下の施設を着実に整備 a みどりの食料システム戦略推進に必要な施設 b スマート農業技術の導入に必要な施設 c 産地における戦略的な人材育成に必要な施設	
	<b>B 卸売市場等支援タイプ</b> ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	

### 【国直接採択】

モデル等の育成	<b>C 生産事業モデル支援タイプ</b> ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円	連携生産者 → 供給調整機能 → 連携産地 生産安定・効率化機能 実需者ニーズ対応機能 【安定供給】
	<b>D 農業支援サービス事業支援タイプ</b> ・助成対象：農業用機械 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円 産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等）	農業支援サービス事業体 A産地 B産地 C産地

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)  
 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)  
 農産局技術普及課 (03-6744-2218)

# 強い農業づくり総合支援交付金

## 産地基幹施設等支援タイプ<sup>o</sup>

交付率  
**1/2**以内

対象  
**整備**事業

### 第1 趣旨

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）、公社等です。

令和5年4月

農林水産省

# 第3 事業実施までの流れ

## 地域段階

### 地域が抱える課題の明確化

#### 課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

##### 産地競争力の強化及びスマート農業の推進

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・販売額の増加
- ・優良品種の作付拡大
- ・生産コストの低減
- ・契約取引の割合の増加 等

##### みどりの食料システム戦略の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・化学農薬の削減
- ・化学肥料の削減
- ・化石燃料の削減
- ・有機農業拡大 等

##### 産地における戦略的な人材育成の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・新規就農者数の増加

#### 目標達成のための施設整備計画の策定

事業実施計画を市町村を經由し、都道府県へ提出

## 県段階

#### 事業の審査・取りまとめ

- 都道府県実施計画の策定
- 成果目標の妥当性について審査

都道府県実施計画  
を国へ提出

#### 事業要望取りまとめ 都道府県への配分

各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を一括配分

#### 交付

※ 交付に当たって、  
予め成果目標の妥当性について国と協議の上、配分

#### 交付



※施設の入札・着工を急ぐ場合はあらかじめ都道府県と相談・指導を受けた上で、「交付決定前着手届」を提出する必要があります。

## 国段階

## 第4 事業内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進(→以下の③参照)に必要な施設(→以下の④参照)の整備・再編を支援します。

### 1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること
- 受益地の全て(受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする)において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること(生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設(完全人工光型に限る。)、産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び家畜市場等は除く)
- 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること
- 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

### 2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

### 3 取組メニュー

#### 産地収益力の強化に向けた総合的推進

①土地利用型作物(稲、麦、豆類、子実用とうもろこし) ②畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等) ③果樹 ④野菜 ⑤花き ⑥畜産周辺環境影響低減 ⑦畜産生産基盤育成強化 ⑧飼料増産 ⑨家畜改良増殖 ⑩食肉等流通体制整備 ⑪国産原材料サプライチェーン構築 ⑫農畜産物輸出に向けた体制整備 ⑬スマート農業実践施設の整備 ⑭環境保全の取組 ⑮有機農業 ⑯土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復) ⑰畜産副産物の肥飼料利用

#### 産地合理化の促進

①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用  
②集出荷貯蔵施設等再編利用  
③農産物処理加工施設等再編利用  
④食肉等流通体制再編整備  
⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化  
⑥乳業再編等整備

#### みどりの食料システム戦略の推進

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設整備

#### スマート農業の推進

ロボット、AI、IoT等先端技術の導入を加速するため、実証事業等により効果が検証された施設の整備

#### 産地における戦略的な人材育成の推進

産地としての戦略的な人材育成を行うとともに、産地収益力の強化に必要な施設整備

### 4 対象施設

- 耕種作物小規模土地基盤整備  
ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、暗きよ施工、土壌土層改良
- 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備  
飼料作物作付条件整備、放牧利用条件整備、水田飼料作物作付条件整備
- 耕種作物産地基幹施設整備  
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設
- 畜産物産地基幹施設整備  
畜産物処理加工施設、家畜市場、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設、家畜改良増殖関連施設、畜産周辺環境影響低減施設、畜産副産物肥飼料利用施設
- 農業廃棄物処理施設整備

# 第5 ポイント制度と配分方法

- 1 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、原則、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の成果目標(取組)をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 成果目標は、一つの目標で先進的な取組を行っている産地であっても、別の目標で高いポイントを取得することが可能です。

## 1 成果目標に基づくポイントの例

### ア 産地競争力の強化及びスマート農業の推進

※スマート農業の推進の詳細は、別リーフレットを参照ください。

#### 【成果目標の選択例】

「野菜」の集出荷施設を導入する場合、以下の成果目標から2つを選択できます。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ① 「秀品」等の上位規格品の割合増加 | ⑤ 加工・業務用向け割合の増加 |
| ② 生産コスト又は流通コストの縮減  | ⑥ 海外向け割合の増加     |
| ③ 労働時間の縮減          | ⑦ 販売額の増加        |
| ④ 契約取引の割合又は数量の増加   | ⑧ 出荷規格数の削減      |



【①と③を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。
	15ポイント以上……………10ポイント	27%以上……………5ポイント
	12ポイント以上……………8ポイント	21%以上……………4ポイント
	9ポイント以上……………6ポイント	15%以上……………3ポイント
	6ポイント以上……………4ポイント	9%以上……………2ポイント
	3ポイント以上……………2ポイント	3%以上……………1ポイント

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。	・現状の当該品目の単位収量当たりの労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い
	41%以上……………10ポイント	24.0%以上……………5ポイント
	31%以上……………8ポイント	18.8%以上……………4ポイント
	21%以上……………6ポイント	13.5%以上……………3ポイント
	11%以上……………4ポイント	8.3%以上……………2ポイント
	5%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

※このほか、都道府県加算(産地競争力の強化のみ)、優先枠加算(→P7の②参照、産地競争力の強化のみ)、輸入農畜産物の国産への切替え推進加算(→P10の③参照)などのポイント加算があります。

# イ みどりの食料システム戦略の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください

本取組の成果目標は、

- ①みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組(化学農薬・肥料の削減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等)から1つ、
  - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。  
 加えて、グリーン化モデル施設加算(ヒートポンプ、堆肥等生産施設等)などのポイント加算があります。

## 【成果目標の選択例】

堆肥生産施設(主要作物は「野菜」)を導入する場合、以下の1から関連する成果目標1つ、2から成果目標を1つ選択します。

### 1. みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組に関する成果目標

① 化学農薬の使用回数を削減	④ 有機農業の取組面積を拡大
② 化学肥料の使用量を削減	⑤ バイオ炭、堆肥等の施用面積を拡大
③ 化石燃料の使用量を削減	⑥ 労働生産性を向上

### 2. 既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる成果目標

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	④ 労働時間の縮減
② 10a当たり収量を増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
③ 生産コストを縮減	等



【1から⑥、2から⑤を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合が5%以上。
	30ポイント以上……………10ポイント	30%以上……………5ポイント
	25ポイント以上……………8ポイント	25%以上……………4ポイント
	20ポイント以上……………6ポイント	20%以上……………3ポイント
	15ポイント以上……………4ポイント	15%以上……………2ポイント
	10ポイント以上……………2ポイント	5%以上……………1ポイント

※みどりの食料システム戦略の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の契約取引数量を10%以上増加(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。	・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。
	70%以上……………10ポイント	0.70%以上……………5ポイント
	55%以上……………8ポイント	0.59%以上……………4ポイント
	40%以上……………6ポイント	0.48%以上……………3ポイント
	25%以上……………4ポイント	0.37%以上……………2ポイント
	10%以上……………2ポイント	0.26%以上……………1ポイント

## ウ 産地における戦略的な人材育成の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください。

本取組の成果目標は、

- ①産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組(新規就農者数の増加)を1つ、
  - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。

### 【成果目標の選択例】

生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス、作物は「野菜」)を導入する場合、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組に関する成果目標(新規就農者数の増加)1つと、収益性の向上に繋がる以下の成果目標から1つ選択します。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
② 10a当たり収量を増加	⑥ 加工・業務用向け割合の増加
③ 生産コストを縮減	⑦ 海外向け割合の増加
④ 労働時間の縮減	⑧ 販売額の増加

等



【収益性の向上に繋がる成果目標：②を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	
産地における戦略的な人材育成の推進	事業実施年度から目標年度までの新規就農者数が事業実施3年前までの新規就農者数と比較して120%以上。  ※事業実施3年前までの新規就農者が0人の場合は1人として割合を算出すること。	事業実施主体において、以下の取組等に該当する場合。 ・農業経営に関する実践的な研修(OJT研修)体制が整備されている。 ・農業経営に関する外部研修・就農相談セミナー等の講師となっている者がいる。 ・受入研修生に対して十分な指導を行うことのできる者(指導農業士等)がいる。 ・就農予定者への住居のあっせんを行っている。 ・就農予定者への農地のあっせんを行っている。 ・事業実施前3年間に新規就農した者の定着率が80%以上。	
		200%以上……………10ポイント	3つ以上……………5ポイント
		180%以上……………8ポイント	2つ以上……………3ポイント
		160%以上……………6ポイント	1つ以上……………1ポイント
		140%以上……………4ポイント	
		120%以上……………2ポイント	

※産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント	
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。	
		15%以上……………10ポイント	62.0%以上……………5ポイント
		12%以上……………8ポイント	47.3%以上……………4ポイント
		9%以上……………6ポイント	32.5%以上……………3ポイント
		6%以上……………4ポイント	17.8%以上……………2ポイント
		3%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組に優先枠を設置することにより積極的に支援します。

### 1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設の再編合理化（→以下のア参照）を支援します。

### 2 重点政策推進の取組

水田農業の高収益化及び畑作物の本作化（→P8のイ参照）に向けた体制整備の取組、米粉生産関連施設（→P8のウ参照）の整備、輸出拡大施設の整備（→P8のエ参照）を支援します。

### 3 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備（→P9のオ参照）を支援します。

## 5ポイント加算

（各メニューにおいて定める要件を全て満たす場合）

### ア 再編合理化とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

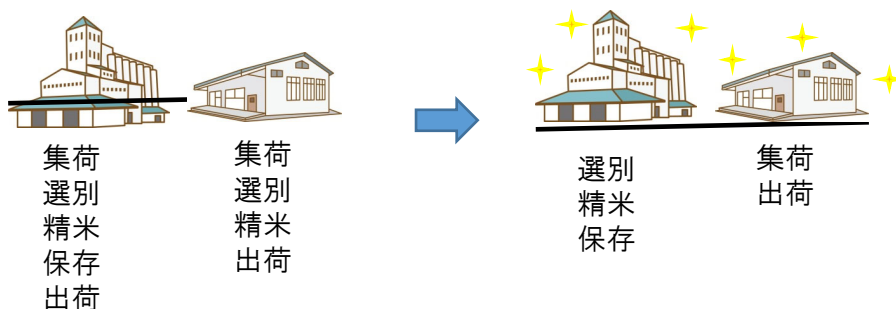
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化



パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



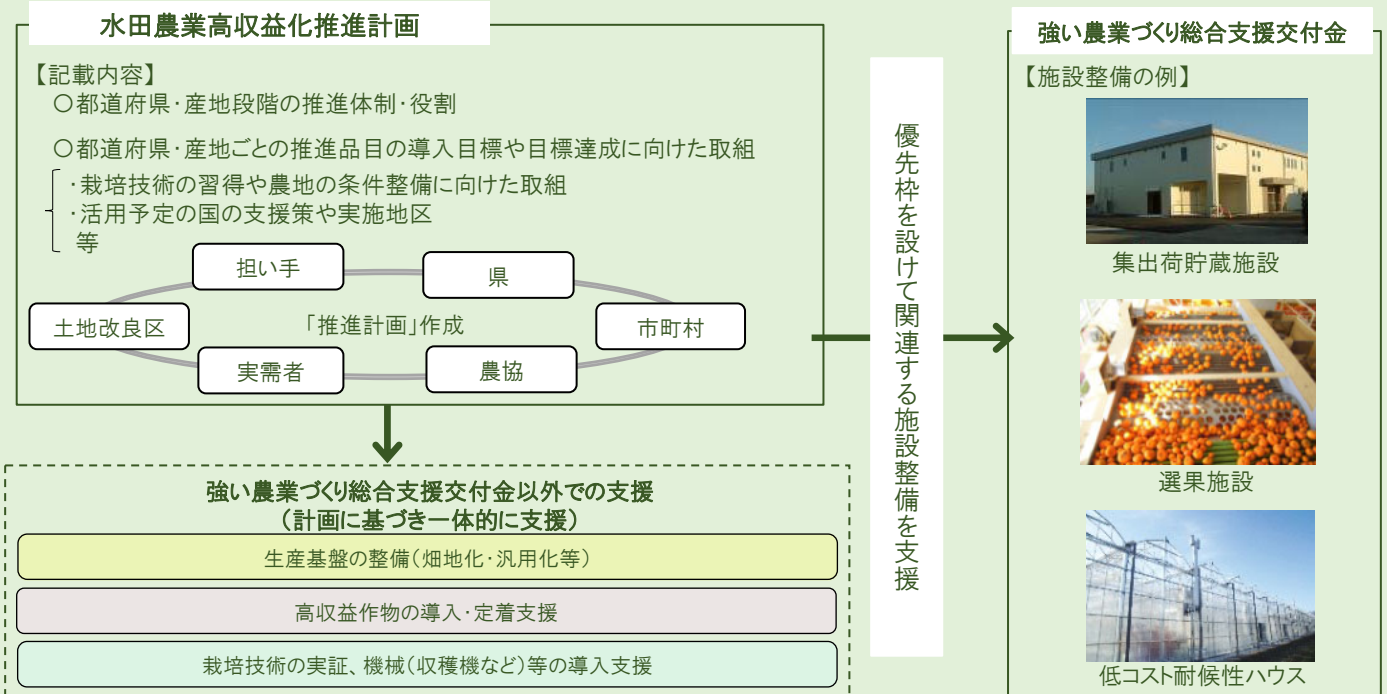


## イ 水田農業の高収益化及び畑作物の本作化とは・・・

### (1) 水田農業の高収益化

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づいて、水田での高収益作物(野菜、果樹等)や子実用とうもろこしの導入に取り組む産地における施設の整備を支援(ただし、以下の要件を全て満たす必要)

- a 水田が受益面積の過半を占めること
- b 事業完了後6年以内に畑地化するものを2分の1以上含むこと(農業用ハウスについては、事業実施年度又は事業実施翌年度までに対象施設全てで畑地化すること)



### (2) 畑作物の本作化

畑作物の本作化に向けて、必要となる施設の整備を支援(ただし、以下の要件を満たす必要)

- a 平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地
  - b 経営所得安定対策等実施要綱(以下、「経安実施要綱」という)の別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)の取組の対象となった農地
  - c 経安実施要綱の別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」の1の(1)の取組の対象となった農地
- aからcのいずれかの農地が受益面積の2分の1以上含むこと

## ウ 米粉関連施設とは・・・

米粉の利用拡大に向け、製粉業者、食品製造業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設や米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な種子生産のための施設整備を支援

※ 補助対象者・施設は令和4年度補正予算米粉の利用拡大支援対策事業のうち米粉製品製造能力強化事業並びに米粉種子増産事業と同様の者・施設に限る



製パン施設



米粉製造設備



米粉専用品種のライスセンター

## エ 輸出拡大施設とは・・・

国産農畜産物の輸出拡大に必要な施設整備を支援

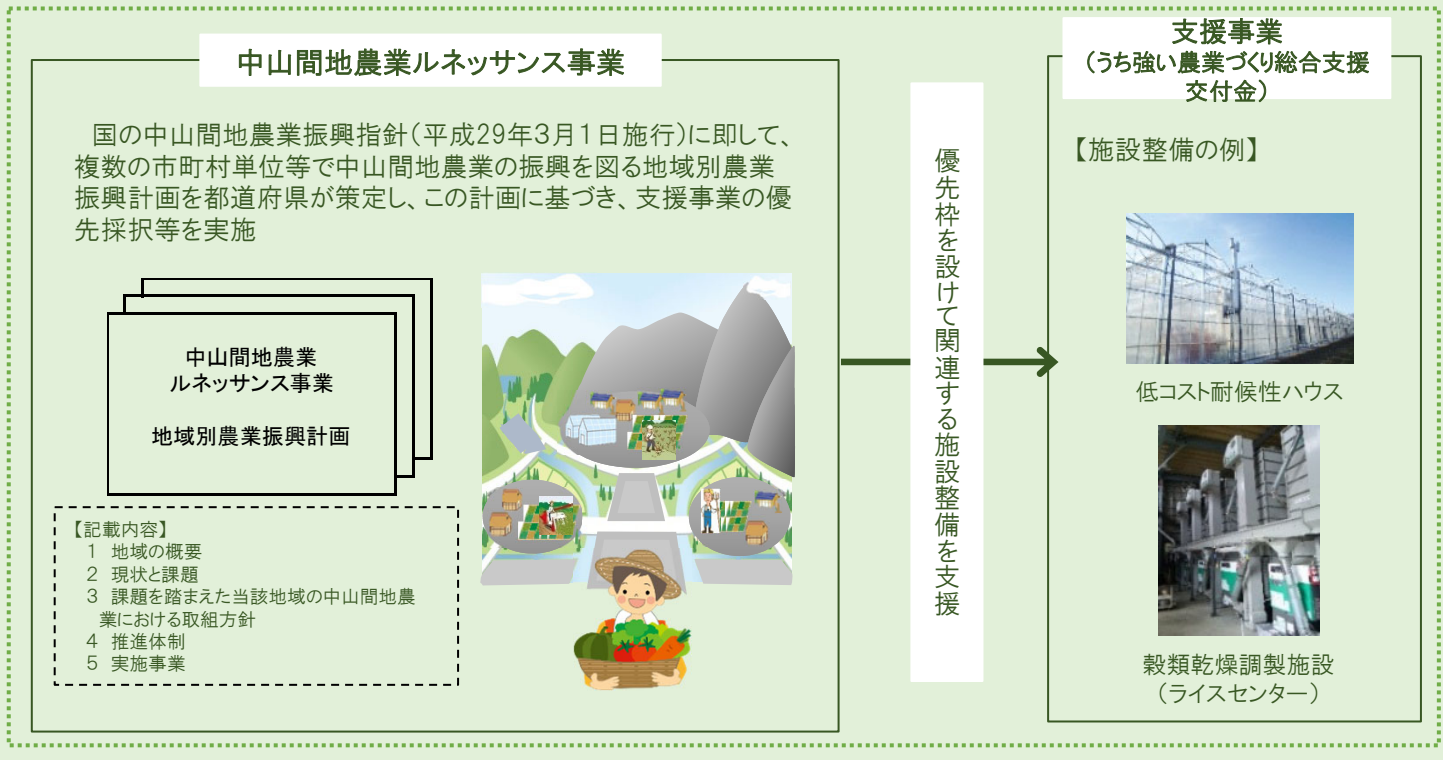
※ 目標年度までの輸出累計額が補助金額(国費)と概ね同等以上となる又は輸出向け出荷額・量が施設の取扱額・量の概ね1割以上となる必要



長期間の品質維持を可能とする処理・加工施設(CA貯蔵施設等)

## オ 中山間地域の競争力強化とは・・・

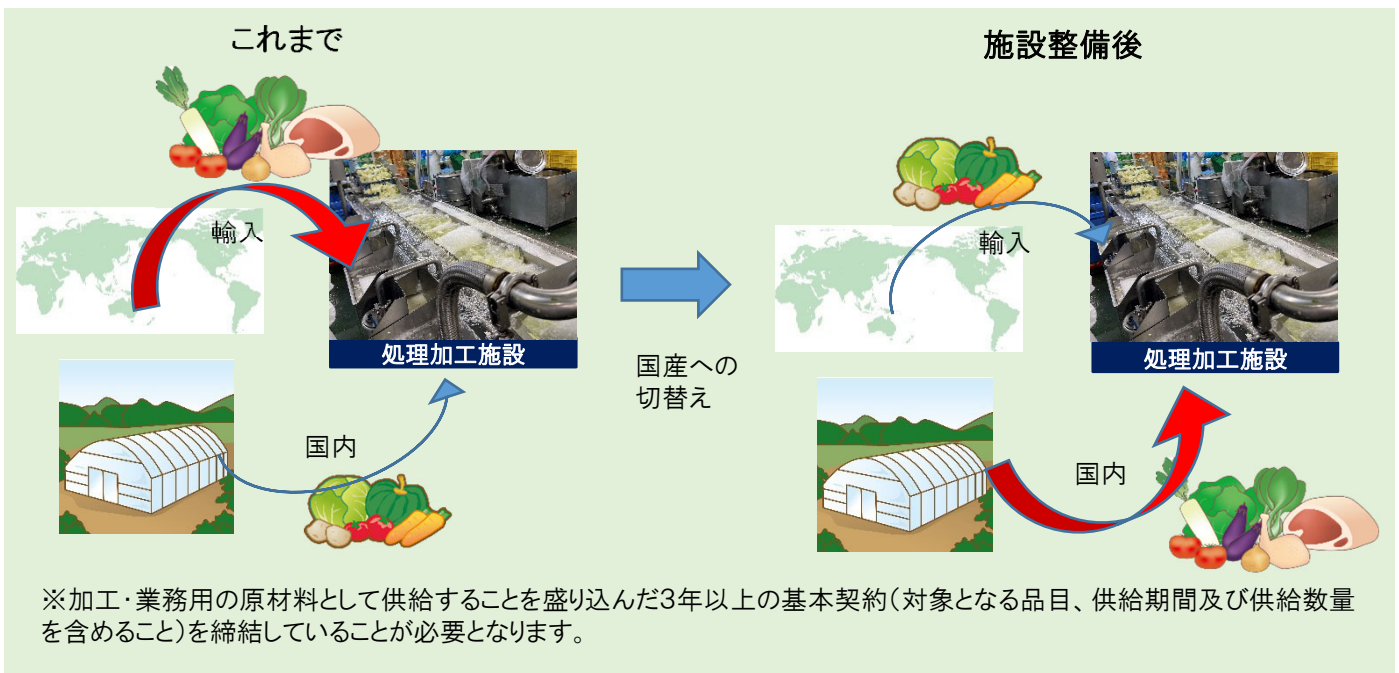
- ① 中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- ② 知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能



## 3 輸入農畜産物の国産への切替え推進に対するポイント加算

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、サプライチェーンを強化する観点から、輸入農畜産物の国産への切替えに関する取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

事業で整備した施設における農畜産物の取扱量のうち、輸入農畜産物から国産へ切り替える場合、切替えの程度に応じ加算します(5割以上は1ポイント、8割以上は2ポイント、全量は3ポイント)。



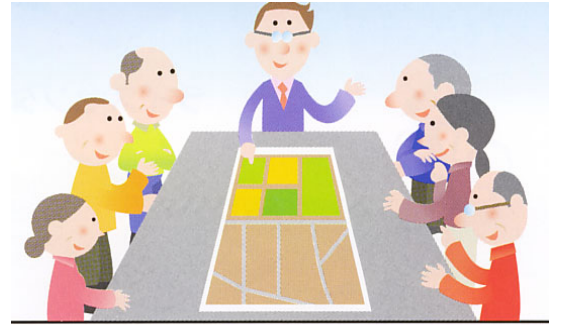
## 第6 対策の評価

### 成果目標の達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ② 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



→  
成果目標の  
達成状況の評価



### お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)



**北海道農政事務所** 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官  
☎ 011-330-8807 [www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)



**東北農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 022-221-6179

**関東農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 048-740-0407

**北陸農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 076-232-4302

**東海農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 052-223-4622

**近畿農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 075-414-9020

**中国四国農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 086-224-9411

**九州農政局**  
生産部生産振興課 担当：地域指導官  
☎ 096-211-9111(内線4440)

[www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html](http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html)



**内閣府沖縄総合事務局** 農林水産部生産振興課担当：課長補佐(農産)  
☎ 098-866-1653 [www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)



農林水産省 農産局 総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945 [www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)



# 強い農業づくり総合支援交付金 スマート農業の推進

スマート農業の導入を加速していくため、実証事業等により効果が検証された技術を導入する施設等を支援します。

## 活用可能な取組

- ・ 共同利用施設の**整備**
- ・ 既存施設※の**改修**（※耐用年数10年以上のものに限る）
- ・ 施設整備及び改修に伴う不要施設の**撤去、廃棄**

補助率

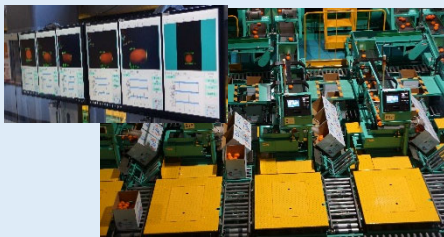
1/2 以内

詳細は裏面へ

## ○対象となる共同利用施設

- ・ 生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設（スマート農業実践施設※）
- ・ 以下のスマート農機を備える施設

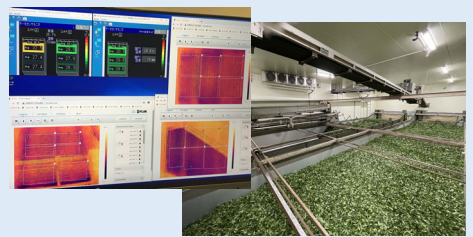
AI選果機（野菜・果樹）、選別・パック詰めロボット（野菜）、生葉状態遠隔監視機能（茶）、  
その他都道府県及び地方農政局長が特に認める施設



AI選果機



選別・パック詰めロボット(出典：農研機構)

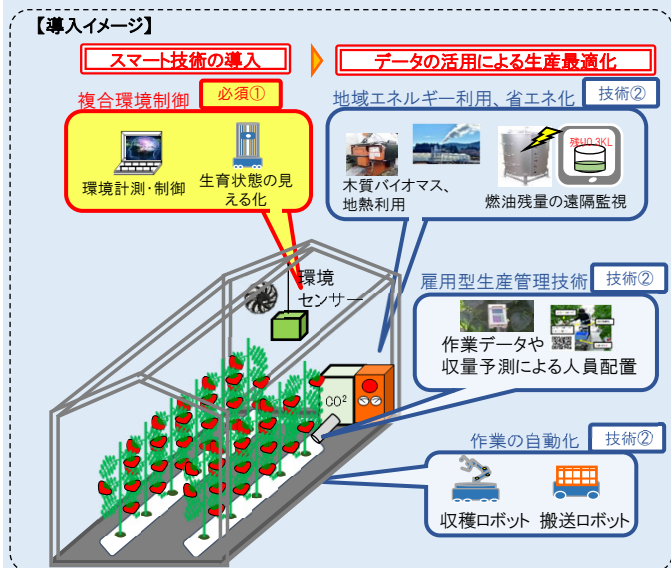


生葉状態遠隔監視機能

※スマート農業実践施設とは・・・

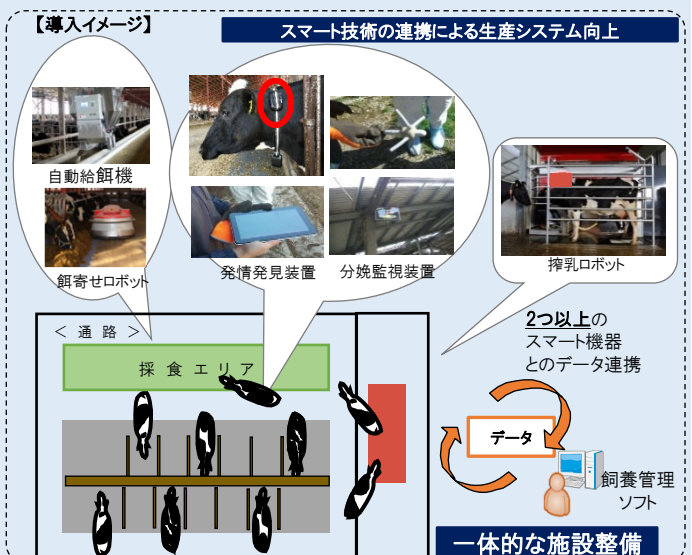
### 【園芸】

野菜、花き及び果樹を対象として、複合環境制御（必須）に加え、作業の自動化、省エネ化、雇用型生産管理等の技術を導入し、生産性の飛躍的向上を実現する施設



### 【畜産】

酪農・畜産を対象として、データを活用して生産性の向上や省力化を図るICTやロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術を有効に活用するために必要となる施設の整備を一体的に支援（得られたデータは畜産クラウドに提供）



お問い合わせ先は裏面をご覧ください。

## 採択にあたっての要件

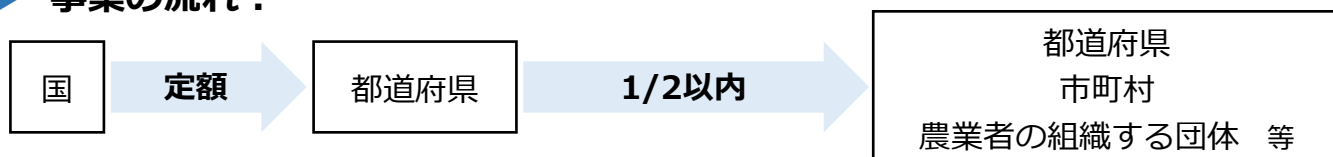
事業を活用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- ② 成果目標の基準を満たしていること（産地収益力の強化に向けた総合的推進と同様）
- ③ 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- ④ 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ⑤ 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること

## 補助率・事業の流れ

▶ **補助率**： 1/2以内（国費上限額：20億円※施設や事業実施主体等により変更あり）

▶ **事業の流れ**：



## お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせ下さい。



[https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)

強い農業

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

011-330-8807

[www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)

北海道農政事務所

東北農政局 生産部生産振興課

022-221-6179

関東農政局 生産部生産振興課

048-740-0407

北陸農政局 生産部生産振興課

076-232-4302

東海農政局 生産部生産振興課

052-223-4622

近畿農政局 生産部生産振興課

075-414-9020

中国四国農政局 生産部生産振興課

086-224-9411

九州農政局 生産部生産振興課

096-211-9111（内線4440）

地方農政局Webサイト一覧  地方農政局

[www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html](http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）

098-866-1653

[www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)

沖縄総合事務局 農水

農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

03-3502-5945

[www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)



# 強い農業づくり総合支援交付金 みどりの食料システム戦略の推進

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設の整備等を支援します。

## 活用可能な取組

- ・ 共同利用施設の整備
- ・ 既存施設※の改修（※耐用年数10年以上のものに限る）
- ・ 施設整備及び改修に伴う不要施設の撤去、廃棄

補助率

1/2 以内

詳細は裏面へ

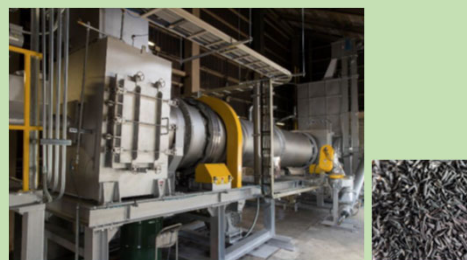
### ○対象となる共同利用施設

- ・ 生産技術高度化施設（ヒートポンプを導入した低コスト耐候性ハウス等）
- ・ 用土等供給施設（バイオ炭製造施設等）
- ・ 有機物処理・利用施設（堆肥生産施設や堆肥流通施設等）

※強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となる全ての施設が対象（詳細は強い農業づくり総合支援交付金パンフレットを参照ください。）



CO<sub>2</sub>貯留・供給装置 ヒートポンプ



粉穀を用いたバイオ炭製造施設

### 取組例

- 化学農薬と生産コストの低減に向けて、病害虫抵抗性品種の導入に必要な共同育苗施設を整備
- 化学農薬と流通コストの低減に向けて、集出荷貯蔵施設を整備
- 化学肥料の削減と品質・収量の向上に向けて、有機物処理・利用施設を整備
- 有機大豆の生産拡大と新たな販路確保に向けて、産地と連携した食品事業者が新たに有機加工食品を製造するための農産物処理加工施設を整備
- 有機野菜の生産拡大と新たな販路確保に向けて、産地と連携した中間事業者が有機野菜を加工・業務用として安定供給するための青果物流通拠点施設を整備
- 有機果樹の生産拡大に向けて、既存施設における有機果実の区分管理に必要な専用選果ラインを新設(既存施設の改修)
- 施設園芸において、化石燃料からの脱却によるGHG(温室効果ガス)の削減と生産拡大に向けて、耐候性ハウスとヒートポンプ、地熱エネルギーの使用装置を整備
- 農地へのバイオ炭の投入による炭素貯留の拡大によるGHGの削減と土壌改良に向けて、穀類乾燥調製貯蔵施設の付帯施設として、副産物の粉穀を用いたバイオ炭製造施設を一体的に整備

お問い合わせ先は裏面をご覧ください。➤

## 採択にあたっての要件

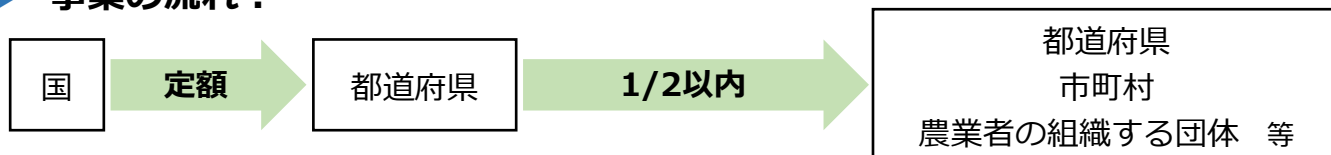
事業を活用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- ② 次の（i）と（ii）から一つずつ成果目標を設定し、その基準を満たしていること  
（i）化学農薬の削減、化学肥料の削減、化石燃料(A重油等)の削減、有機農業の取組面積拡大  
（ii）契約取引割合の増加や生産コストの低減など、収益性の向上に繋がる目標※  
※強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化に向けた総合的推進に準じる
- ③ 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- ④ 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ⑤ 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること

## 補助率・事業の流れ

▶ **補助率**：1/2以内（国費上限額：20億円※施設や事業実施主体等により変更あり）

▶ **事業の流れ**：



## お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせ下さい。



[https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)

強い農業

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

011-330-8807

[www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)

北海道農政事務所

東北農政局 生産部生産振興課

022-221-6179

関東農政局 生産部生産振興課

048-740-0407

北陸農政局 生産部生産振興課

076-232-4302

東海農政局 生産部生産振興課

052-223-4622

近畿農政局 生産部生産振興課

075-414-9020

中国四国農政局 生産部生産振興課

086-224-9411

九州農政局 生産部生産振興課

096-211-9111（内線4440）

地方農政局Webサイト一覧  地方農政局

[www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html](http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）

098-866-1653

[www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)

沖縄総合事務局 農水

農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

03-3502-5945  [www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)



# 強い農業づくり総合支援交付金

## 産地における戦略的な人材育成の推進

産地としての戦略的な担い手の育成を行うとともに、産地収益力の強化に資する施設の整備等を支援します。

### 活用可能な取組

- ・ 共同利用施設の整備
- ・ 既存施設※の改修（※耐用年数10年以上のものに限る）
- ・ 施設整備及び改修に伴う不要施設の撤去、廃棄

補助率

1/2 以内

詳細は裏面へ

### ○対象となる共同利用施設

- ・ 生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設 等）
- ・ 農産物処理加工施設
- ・ 畜産物処理加工施設

等

※強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となる全ての施設が対象（詳細は強い農業づくり総合支援交付金パンフレットを参照ください。）



低コスト耐候性ハウス

### 取組イメージ

- 産地の戦略的な新規就農者数の増加に繋げる技術研修及び生産コストの低減に必要な低コスト耐候性ハウスを整備



産地として就農希望者を呼び込み  
(交付対象外での取組)



施設を活用し、収益性向上に取り組む  
とともに、OJT形式で技術習得



産地の戦略的  
担い手として就農  
(新規就農者の確保・育成)

+  
産地の収益力強化

お問い合わせ先は裏面をご覧ください。➤



## 採択にあたっての要件

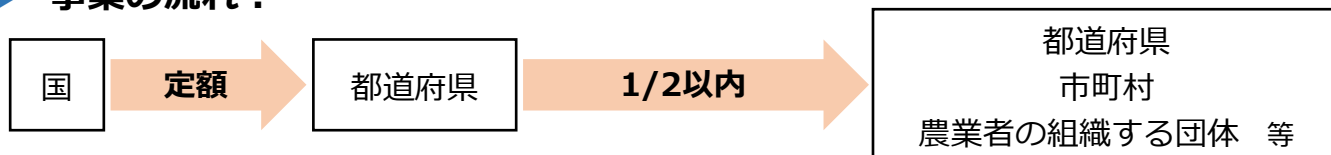
事業を活用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 2 次の（i）と（ii）から一つずつ成果目標を設定し、その基準を満たしていること  
（i）新規就農者数の増加  
（ii）契約取引割合の増加や生産コストの低減など、収益性の向上に繋がる目標※  
※強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化に向けた総合的推進に準じる
- 3 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- 4 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 5 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること

## 補助率・事業の流れ

▶ **補助率**：1/2以内（国費上限額：20億円※施設や事業実施主体等により変更あり）

▶ **事業の流れ**：



## お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせ下さい。



[https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html)

強い農業

北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

011-330-8807

[www.maff.go.jp/hokkaido/](http://www.maff.go.jp/hokkaido/)

北海道農政事務所

東北農政局 生産部生産振興課

022-221-6179

関東農政局 生産部生産振興課

048-740-0407

北陸農政局 生産部生産振興課

076-232-4302

東海農政局 生産部生産振興課

052-223-4622

近畿農政局 生産部生産振興課

075-414-9020

中国四国農政局 生産部生産振興課

086-224-9411

九州農政局 生産部生産振興課

096-211-9111（内線4440）

地方農政局Webサイト一覧  地方農政局

[www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html](http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）

098-866-1653

[www.ogb.go.jp/nousui/](http://www.ogb.go.jp/nousui/)

沖縄総合事務局 農水

農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

03-3502-5945  [www.maff.go.jp](http://www.maff.go.jp)

